

# 平成29年度の自殺対策の実施状況

## 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する取組

### 1 地域自殺実態プロファイルの作成

- 自殺総合対策推進センターでは、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した地域自殺実態プロファイルを作成、提供。

### 2 地域自殺対策の政策パッケージの作成

- 自殺総合対策推進センターでは、都道府県及び市町村の地域自殺対策計画を策定するための支援ツールとして地域自殺対策政策パッケージを開発、提供。

### 3 地域自殺対策計画の策定等の支援

- 自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センター等連絡会議を開催し、地域自殺実態プロファイルと地域自殺対策政策パッケージの内容と活用方法について、自殺対策担当者に説明を行う等の情報提供を実施。
- 自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センター等連絡会議ブロック会議を開催し、地域自殺対策計画策定にあたって、自殺対策担当者への情報提供と個別的な相談支援を実施。

### 4 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

- 厚生労働省では、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインとして、都道府県版及び市町村版「地域自殺対策計画策定の手引」を作成、通知。

### 5 地域自殺対策推進センターへの支援

- 自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センター長を招集した地域自殺対策推進センター等連絡会議において、地域自殺対策推進に関する国の政策動向を迅速に伝えて情報共有を実施。
- 自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センター職員に対して、地域自殺対策計画策定に関する技術的助言を行うとともに、人材養成研修等に講師として出講、支援。

### 6 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

- 自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センターに対して、専任職員の配置・専任部署の設置の必要性を説明。

## 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

### 1 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

- 平成29年度自殺予防週間（9月10～16日）及び自殺対策強化月間（3月）において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が中心となり、協賛団体と一体となって、集中的に啓発事業及び支援策を実施。
- 自殺対策強化月間では、SNSを利用した相談事業やIP電話に対応した相談事業などの取組を実施。

### 2 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

- 生命を尊重することの大切さ等を盛り込んだ「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布。
- 「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において作成した「子供に伝えたい自殺予防」について教育委員会等へ周知。
- 「SOSの出し方に関する教育」の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。
- SNS等を利用したネットによる誘い出しとそれに伴う犯罪被害の防止のため、新たなトラブル事例やSNSを利用する際の注意点を追記した『インターネットトラブル事例集（平成29年度版）追補版』を作成、公表。
- 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。
- インターネット上の有害環境から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進。

### 3 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、インターネットを活用した啓発事業を実施。
- 「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、理解促進の取組の一つとして、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、人権啓発ビデオやスポット映像をYouTube法務省チャンネルを通じて配信するなどの各種啓発活動を実施。

### 4 うつ病等についての普及啓発の推進

- 「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて地域におけるうつ病を始めとする精神疾患に関する普及啓発を推進。
- うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」と、若者向けに心の不調への対処法を紹介する「こころもメンテしよう」を厚生労働省Webサイト内に設置して普及啓発を実施。

### 3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組

#### 1 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

- 自殺総合対策推進センターにおいて、平成29年度より革新的自殺研究推進プログラム3領域12研究課題の公募研究を開始。

#### 2 調査研究及び検証による成果の活用

- 自殺総合対策推進センターのWebサイト「いのち支える」で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、いきる・ささえる相談窓口、海外の情報等について紹介。

#### 3 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

- 自殺総合対策推進センターが作成した地域自殺対策政策パッケージにおいて、具体的な先進事例を紹介し、先進的な取組の活用方法を提示。

#### 4 子ども・若者の自殺等についての調査

- 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を実施、児童生徒の自殺者数、自殺した児童生徒が置かれていた状況等について学校・教育委員会から報告を受け、取りまとめ。
- 各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催、平成20年度から26年度まで開催した「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の審議のまとめについて周知。

#### 5 死因究明制度との連動における自殺の実態解明

- 死因究明・身元確認に関する施策の検討を目的とした死因究明等推進協議会が、30の都道府県において設置（平成30年3月末現在）。

#### 6 うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

- 精神疾患に対する、心理・社会学的方法、分子生物学的手法、画像診断技術等を活用した病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発を推進。

#### 7 既存資料の利活用の促進

- 「地域における自殺の基礎資料」、「東日本大震災に関連する自殺者数」を公表。
- 「平成29年中における自殺の状況」を公表（平成30年3月）。
- 毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を速報値、暫定値として公表。
- 人口動態統計に基づく地域、年齢階級等に関する分析を実施。また、全国の自損行為による救急搬送データの分析結果を公表。

## 4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組

### 1 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

- 医学教育においては「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を改訂、自殺対策に関連して、新たに「休養・心の健康（ストレス対策、自殺の予防等）を説明できる」こと等、学修目標の内容や項目を充実。
- 看護学教育においても、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を策定・公表、その中で「自殺予防のための本人及び関係者への支援について説明できる」等の学修目標の内容や項目を充実。
- 自殺対策教育では、自殺対策や自殺のリスク要因に対応できる人材の育成のために、例えば保健師等の国家試験出題基準において「自殺対策」の項目を盛り込み、実施。

### 2 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

- 自殺総合対策推進センターでは、平成28年度から「地域自殺対策推進センター等連絡会議」及び「地域自殺対策推進企画研修」、「自殺対策・相談支援研修」等を開催。さらに、29年度は「地域自殺対策推進センター等連絡会議ブロック会議」を3か所で開催。

### 3 かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

- 一般かかりつけ医から精神科医の紹介体制の構築や、両者の連携のための会議の開催等を各都道府県で実施。

### 4 教職員に対する普及啓発等

- 各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、全国各ブロックで「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催。
- 大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実・徹底の周知、独立行政法人日本学生支援機構と連携し、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する正しい知識の修得と理解を促進する取組を実施。
- 教職員向け周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を公表し、全国の教育委員会等に周知。

### 5 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

- 自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センターが実施する地方公共団体の自殺対策の企画立案に関わる地域保健スタッフ等への資質の向上に関する会議、研修の支援や学術雑誌等を通じた情報提供を実施。
- 職場でのメンタルヘルス対策を含む産業保健活動を推進するため、全国の産業保健総合支援センターにおいて産業保健スタッフ等に対する研修等を実施。
- 「うつ病の妊産褥婦に対する医療・保健・福祉の連携・協働による支援体制（周産期G-Pネット）構築の推進に関する研究」を実施。

### 6 介護支援専門員等に対する研修

- 介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に資する知識を普及。

## 7 民生委員・児童委員等への研修

- 民生委員・児童委員の資質向上を図るため、都道府県等に対し、相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させる研修事業への補助を実施。

## 8 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

- 都道府県、市区町村、財務局等で多重債務相談を行う職員及び相談員の資質の向上のための「多重債務者相談の手引き」を作成・公表、研修会を実施。
- 金融サービス利用者相談室の相談員に対して、内閣府作成のゲートキーパー養成研修用映像及びテキストを利用した研修を実施。
- 地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施。
- ハローワーク職員の相談技法の修得のための研修において、メンタルヘルスについての研修を盛り込み、実施。

## 9 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

- 警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合に、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等への取組を実施。
- 消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上を推進。

## 10 様々な分野でのゲートキーパーの養成

- 公益社団法人日本薬剤師会において、きめ細やかな服薬指導や服薬状況の確認、適正な服薬に関する支援等、処方医や専門機関との連携等を促進するなどの取組を実施。
- 全国理容生活衛生同業組合連合会において、組合又は支部ごとにゲートキーパー講習を開催。
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、ゲートキーパーとしての役割が期待される団体等に対して、協力の呼びかけを実施。

## 11 自殺対策従事者への心のケアの推進

- 自殺総合対策推進センターにおいて、相談支援に関する研修カリキュラムの中に、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込み、実施。

## 12 家族や知人等を含めた支援者への支援

- 自殺等の悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が社会的に孤立しないよう、地域自殺対策強化交付金の活用を促進。

## 13 研修資材の開発等

- 自殺未遂者のケアに関する救急医療従事者向けのガイドライン及び自死遺族等へのケアに関するガイドラインを作成。
- 自殺総合対策推進センターにおいて、e-ラーニングを活用した研修資材の開発を開始。

## 5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組

### 1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- 事業場におけるストレスチェックとその結果を踏まえた面接指導と事後措置が適切に行われるよう、制度の周知・支援。
- 全国の産業保健総合支援センターにおいて、職場のメンタルヘルス不調の未然防止から職場復帰支援に至るまでメンタルヘルス対策の総合的な支援を実施。
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を実施。
- 『「過労死等ゼロ」緊急対策』に、違法な長時間労働を許さない取組やメンタルヘルス・パワーハラスメント防止対策の取組の強化などを盛り込み、対策を強化。
- 事業主に対して実効あるセクシュアルハラスメント対策を講じるよう、周知啓発及び指導を実施。
- 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」をまとめたリーフレットの配布、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じ、パワーハラスメントに関する様々な情報提供を実施。
- 「働き方改革実行計画」を踏まえ、有識者と労使関係者からなる「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を開催、実効性のある職場のパワーハラスメント防止対策について議論。

### 2 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- 自殺総合対策推進センターにおいて、地域保健スタッフ等への資質の向上に関する会議、研修を支援。
- 社会教育主事講習等において地域課題を解決するための取組を普及すること等により、引き続き公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進。
- 地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備を推進。
- 農山漁村における高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮に資する取組を支援。

### 3 学校における心の健康づくり推進体制の整備

- 教職員が子どもの心身の健康相談に対応できるよう、教職員向け指導参考資料の作成・配布や本資料を活用した研修会等を開催。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を実施。
- 教職員が教育活動に専念できるよう、学校における労働安全衛生管理体制の整備を推進。

### 4 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

- 「被災者支援（健康・生活支援）総合施策」をもとに、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、子どもに対する支援の取組を支援。
- 「被災者支援総合交付金」により、被災者の見守り、住宅・生活再建に関する相談対応への支援、人と人とのつながりを作り、生きがいをもって暮らしていただくための「心の復興」など、自治体における被災者支援の取組を一体的に支援。

- 「被災者の心のケア支援事業」において、福島県外避難者や帰還者への相談体制の強化、支援者支援の充実、復興・創生期間後においても、地域の力で自立的に心のケアを担っていくための出口戦略を描く調査研究の推進などの取組を順次実施。
- 被災した子どもたちの心のケア等への対応のため、平成29年度においては、岩手県、宮城県、福島県に537人のスクールカウンセラー等を派遣。

## 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組

### 1 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

- かかりつけ医等を対象とした「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施。

### 2 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

- 自殺総合対策推進センターでは、日本精神科救急学会の協力により自殺未遂者ケア研修（精神科救急版）を、日本臨床救急医学会の協力により自殺未遂者ケア研修（一般救急版）をそれぞれ実施。

### 3 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置【一部再掲】

- 精神保健福祉士等の専門職等を、医療機関を始めとして、地域に効果的に配置する取組を推進。

### 4 かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上【再掲】

### 5 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

- 様々な子どもの心の問題に幅広く対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施。

### 6 うつ等のスクリーニングの実施

- うつ病の懸念がある人の早期発見に資するよう、高齢者の介護予防や、社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備等、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進。
- 乳児家庭の孤立化防止や産後うつの予防等も含めた養育上の諸問題への支援を図るため、「乳児家庭全戸訪問事業」を実施。

### 7 うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

- アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）において、フォーラムの開催等、自殺等の問題を含むアルコール関連問題についての啓発を実施。
- 国が依存症対策全国拠点機関を指定し、地域における指導者の養成等を実施するとともに、地方公共団体において依存症対策を推進。
- 自殺総合対策推進センターでは、革新的自殺研究推進プログラムにおいて、適切な精神保健医療福祉サービスの各施策の連動性向上を図る方策に関する委託研究を行い対策の推進を支援。

## 8 がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

- 地域医療介護総合確保基金を通じて、都道府県が実施する看護師の資質の向上に関する研修を支援。
- 自殺総合対策推進センターでは、革新的自殺研究推進プログラムにおいて、「がん相談支援センター」を活用した体制整備の在り方に関する委託研究を実施し、対策推進を支援。

## 7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組

### 1 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

- Webサイト内に「支援情報検索サイト」を設置し、相談窓口を周知する取組を実施。
- 「こころの健康相談統一ダイヤル」平成30年4月現在、全都道府県を含む55自治体が加入し、29年の電話件数は約27万3,600件となっている。
- 適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話相談によって悩みを傾聴し、具体的な支援につなげるための事業（「よりそいホットライン」）を実施。

### 2 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

- 「多重債務者相談強化キャンペーン2017」として、全国各地で無料相談会を実施。
- 多重債務者に対する貸付（セーフティネット機能を有する貸付）については、消費者向けとしては生協等による取組を、事業者向けとしては日本政策金融公庫による取組を推進。

### 3 失業者等に対する相談窓口の充実等

- 心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等の相談に対応するため、全国のハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置。
- 若年無業者等に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションを全国に設置し、職業的自立支援を実施。また、サポステの支援を経て就職した者に対する職場定着支援やキャリアアップ相談支援を全国展開。

### 4 経営者に対する相談事業の実施等

- 全国どこからでも一つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等においては、経営者保証に関する事業者からの相談対応や、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に拠らない融資等を希望する事業者への専門家派遣等を実施。

### 5 法的問題解決のための情報提供の充実

- 法テラスにおいては、自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等と相互の連携・協力関係を充実・強化するとともに、他団体が行う研修に積極的に参加。
- 東日本大震災の被災者に対する支援策として、フリーダイヤル（「震災法テラスダイヤル」）を設置し、二重ローン問題や原発の損害賠償請求などの震災に起因する法的トラブルについても解決に役立つ法制度や相談窓口等の案内を実施。

## 6 危険な場所、薬品等の規制等

- 鉄道駅のプラットホームにおいて、線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進。
- 毒薬及び劇薬、毒物及び劇物の取扱いについて、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導。

## 7 ICTを活用した自殺対策の強化【一部再掲】

- 「自殺」「死にたい」等の自殺につながる用語検索を行った場合、相談窓口への入り口となる表示や、表示から誘導されるWebサイトについて、改善を実施。
- 自殺総合対策推進センターでは、革新的自殺研究推進プログラムにおいて、「ICT活用と自殺対策の新たな方向性」をテーマにした委託研究を実施。
- 青少年のインターネットリテラシー向上に重点を置いた啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報や、ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進。

## 8 インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- インターネット・ホットラインセンター及び都道府県警察において、自殺誘引等情報を受理・認知した場合、サイト管理者等に削除を依頼。
- 平成30年1月からは、インターネット上の自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報を行うサイバーパトロール業務を民間事業者へ委託。
- SNS事業者がインターネット上の自殺に関連する情報に的確に対応できるよう、青少年ネット利用環境整備協議会におけるガイドラインの策定に向けて必要な助言を行うなど、SNS事業者におけるモニタリング・削除を促進。
- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援。
- 自殺関連情報等の違法・有害情報を閲覧することへの対策として、フィルタリングを保護者がより適切に利用できる等、セミナーなどを通じたフィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動を実施。
- 座間市における事件を踏まえて「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」の一環として、教育委員会等に対し、一斉緊急行動期間中の学校・地域におけるスマートフォン等の安心・安全な利用のための教育・啓発の実施を依頼。
- 全国の中学校を中心に、人権教室やインターネットバナー広告、フィルタリングの推奨について記載された啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」を活用した啓発活動等、各種啓発活動を実施。

## 9 インターネット上の自殺予告事案への対応等

- 「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」を踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を実施。
- 上記のうち、自殺のおそれのあった者に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等の自殺防止措置を実施。

## 10 介護者への支援の充実

- 地域包括支援センターにおける相談・援助、市町村等が行う介護教室や交流会等の経費の一

部負担や高齢者を介護する者に対する必要な支援を実施。

## 11 ひきこもりへの支援の充実

- 「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進。
- ひきこもり支援に携わる人材の確保を目的として、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等の地域専門機関で相談・支援に従事している専門職等を対象に「ひきこもり対策研修」を実施。

## 12 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

- 児童虐待への対応について、虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るために、2年連続で児童福祉法等を改正。
- 児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を運用し、音声ガイダンスの短縮やコールセンター方式を導入するなどの改善を実施。
- 性犯罪・性暴力の被害者への支援について、各都道府県に対し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設等について犯罪被害者支援団体等から相談があった場合、協力が可能な医療機関の情報を提供するよう依頼。
- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」の導入を始めとする相談のしやすい環境の整備・充実、被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進。
- 婦人保護施設における性暴力被害者の中長期的な支援プログラムの策定に関する調査研究を実施。
- 性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業の創設に向けた検討を実施。

## 13 生活困窮者への支援の充実

- 福祉事務所設置地方自治体（902自治体）において、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、家計相談支援等を実施。
- 生活困窮者の一層の自立の促進を図るため、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」の内容も踏まえ、第196回国会に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出。

## 14 ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

- 「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制の整備を推進。

## 15 妊産婦への支援の充実【一部再掲】

- 産後うつ等の予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化。

- 退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を推進。
- 平成30年度の診療報酬改定において、精神疾患を合併した妊産婦に対して、産科、精神科の医師等及び自治体の職員等の多職種が連携して患者の外来診療を行う場合の評価を新設。

## 16 性的マイノリティへの支援の充実

- 「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、啓発リーフレットの配布や特設サイトの開設のほか、性的指向及び性自認をテーマとした人権啓発ビデオやスポット映像をYouTube法務省チャンネルを通じて配信するなどの各種啓発活動を実施。
- 都道府県・政令指定都市教育委員会等の人権教育担当指導主事を集めた「人権教育担当指導主事連絡協議会」において、通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」及び通知を踏まえた教職員向け周知資料の趣旨を徹底。
- 公正な採用選考についての事業主向け啓発パンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載。

## 17 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化【一部再掲】

- SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、30年3月に「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめ、30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援。

## 18 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

- 自殺総合対策推進センターでは、関係機関等の連携を効果的に行っている好事業例を収集し、地域自殺対策政策パッケージに掲載し、地域自殺対策推進センターに対して効果的な情報共有の仕組みの整備を促進。

## 19 自殺対策に資する居場所づくりの推進

- 自殺対策に資する若者の居場所づくり好事例を収集し、取りまとめ、地方公共団体へ情報提供。

## 20 報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知

- 厚生労働省及び自殺総合対策推進センターのWebサイトに、WHO「自殺予防メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知。
- 自殺総合対策推進センターにおいて、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施。

# 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

## 1 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

- 自殺未遂者支援拠点病院を地域の自殺未遂者支援の中核的機関として位置づけ、地域で質の高い自殺未遂者医療の提供体制を整備することにより、自殺未遂者対策を向上。

## 2 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

- 精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」を実施。
- 「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」に基づいた「自殺未遂者ケア研修」を実施。

## 3 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化【再掲】

## 4 居場所づくりとの連動による支援【再掲】

## 5 家族等の身近な支援者に対する支援

- 「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及の推進。

## 6 学校、職場等での事後対応の促進

- 児童生徒の自殺未遂の背景となった事実関係に関する報告の状況等を踏まえ、必要に応じ、背景調査を含め、事後対応の在り方について指導・助言。
- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺未遂発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知。

# 9 遺された人への支援を充実する取組

## 1 遺族の自助グループ等の運営支援

- 地域自殺対策強化交付金を通じ、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施。
- 過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う「過労死遺児交流会事業」を実施。

## 2 学校、職場等での事後対応の促進

- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」をそれぞれ作成し、各教育委員会等の生徒指導担当者や、学校の管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催、周知。
- 「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知。

## 3 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

- 地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等の作成し、配布。

## 4 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上【再掲】

## 5 遺児等への支援【一部再掲】

- スクールカウンセラーの配置に必要な経費の補助の取組を実施。

## 10 民間団体との連携を強化する取組

地域における民間団体の取組は、自殺対策基本法の制定以前、国や地方公共団体からの支援が必ずしも十分でない中で、電話相談等の自殺のリスクの高い人への危機介入などの直接的な自殺予防の活動のみならず、分かち合いの会の開催等を始めとする自死遺族等への心理的ケアの実施などの事後対応も含めて幅広く展開されてきた。地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進める上で、民間団体による地域に密着した様々な取組は、我が国における自殺対策においてなくてはならないものである。

### 1 民間団体の人材育成に対する支援

- 地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施。
- 自殺総合対策推進センターでは、革新的自殺研究推進プログラムの委託研究により、民間団体の人材育成等を実施。

### 2 地域における連携体制の確立

- 「都道府県・政令指定都市における自殺対策の取組状況に関する調査」を実施。
- 自殺総合対策推進センターでは、「地域自殺対策推進センター等連絡会議」及び「地域自殺対策推進センター等連絡会議ブロック会議」等により地域自殺対策推進センターを通じて地域における連携体制を推進。

### 3 民間団体の相談事業に対する支援

- 先駆的な自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を通じて、電話相談員に対する研修を実施。

### 4 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

- 地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援を実施。

## 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組

### 1 いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

- 「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や「国のいじめの問題に関する指導者養成研修」を開催し、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」に基づく対応について周知。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や「24時間子どもSOSダイヤル」を実施するなど、学校における教育相談体制を充実。
- 「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布。
- 「インターネット人権相談受付窓口」及び専用相談電話「子どもの人権110番（フリーダイヤル）」を運用。

### 2 学生・生徒等への支援の充実【一部再掲】

- 高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習

支援を行う地方公共団体の取組について、モデル構築事業を実施。

### 3 SOSの出し方に関する教育の推進【再掲】

#### 4 子どもへの支援の充実【一部再掲】

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供をする「子どもの生活・学習支援事業」を実施。
- 社会的養護の下で育った子どもの自立支援を効果的に進めるため、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援に要する費用について補助を行う「就学者自立生活援助事業」を実施。
- 加えて、施設入所や里親委託の措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住させて必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」を実施。
- 施設を退所し就職や進学をする者に対し、家賃相当額及び生活費等の貸付を行うとともに、就業を継続した場合は返還を免除する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を実施。

#### 5 若者への支援の充実【再掲】

#### 6 若者の特性に応じた支援の充実【再掲】

#### 7 知人等への支援【再掲】

## 12 勤務問題による自殺対策を更に推進する取組

---

### 1 長時間労働の是正【一部再掲】

- 「働き方改革実行計画」に基づき、長時間労働の是正などを盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問し、平成29年9月に「おおむね妥当」の答申。

### 2 職場におけるメンタルヘルス対策の推進【再掲】

### 3 ハラスメント防止対策【一部再掲】

- 「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を開催し、実効性のあるパワーハラスメント防止対策について議論。

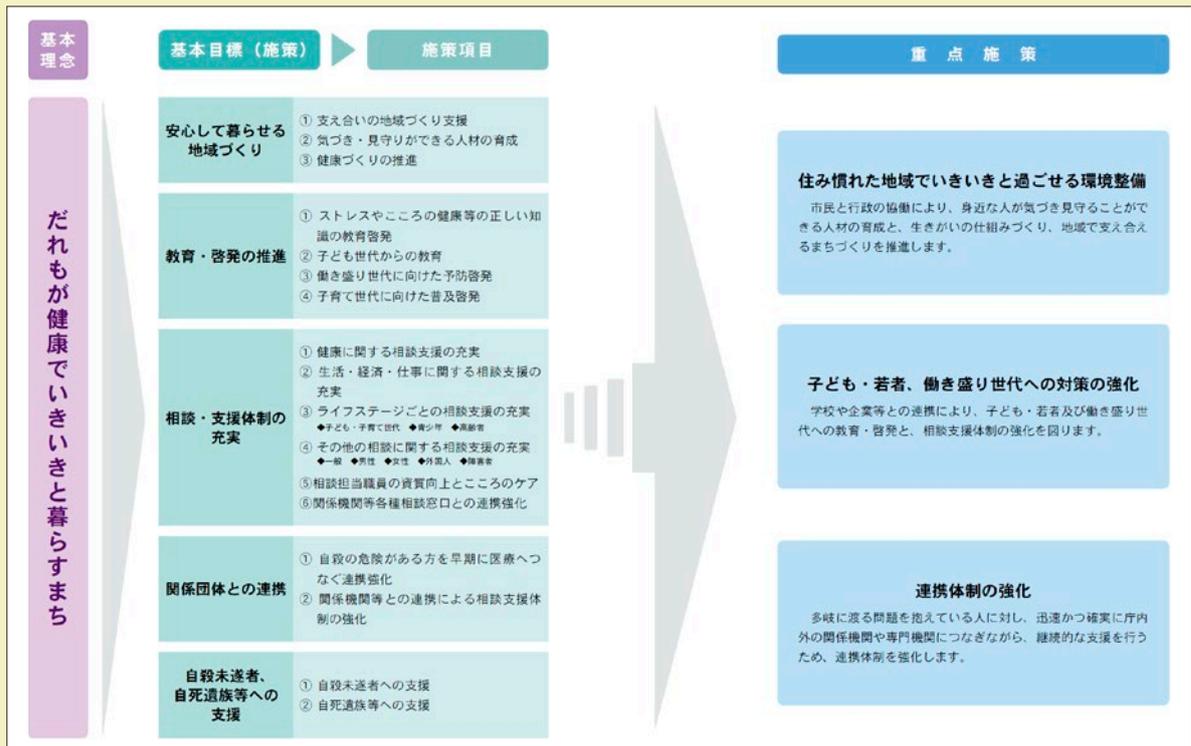
COLUMN 3

## 松本市自殺予防対策推進計画

松本市では、平成21年度に「松本市自殺予防対策推進協議会」（以下「協議会」という。）「松本市自殺予防対策庁内連絡会議」（以下「庁内連絡会議」という。）を設置し、庁内はもとより各関係団体、機関と連携し、包括的に自殺予防に取り組む体制整備を進めました。「協議会」は、医療、教育、法律、産業、地域関係の28団体の委員により構成され、また、「庁内連絡会議」は、庁内の関係17課で組織され、3つの部会「啓発部会」「医療部会」「相談部会」に分かれ、具体的な連携について協議を行っています。平成22年10月に自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の開設、23年度に、「協議会」「庁内連絡会議」において、「だれもが健康でいきいきと暮らすまち」を実現し、地域全体で一人でも多くの人を救うことを目指し、5つの基本施策、4つの重点施策を設け、「松本市自殺予防対策推進計画」を策定しました。

第1期計画期末が平成28年度末であったため、年度当初から第2期計画の策定作業に取り組みました。担当課で自殺の現状に対するデータの分析を行い、それを基に庁内連絡会議を開催し、各課における具体的な事業や、連携について協議を重ねました。なかでも、部会では、関係職員とともに各課の役割や連携、教育啓発について話し合うことができ、お互いに顔の見える関係が築けました。その後、協議会において第2期計画の策定作業を進めるなか、国より、自治体ごとの自殺実態分析結果（プロファイル）を立案・評価に使用すること、29年度の上期に出される自殺総合対策大綱の改定と、計画策定のガイドラインを計画に反映させるという説明を受けたため、急遽計画策定の時期を延期した上で、29年度国のモデル事業に参加し、新たに副市長をトップとする担当部長の調整会議、担当課長の庁内連絡会議幹事会、担当者の庁内連絡会議という組織を構築し、協議を重ねました。作業では、1期計画の振り返りと、本市の現状・課題を分析し、課題を明確にしつつ、5つの基本目標（施策）と3つの重点施策を設定しました。

資料1 2期計画展開図



基本施策では市内各課の事業のなか、自殺対策に関連する事業を網羅し、重点施策では、より重点的に行うべきものとして①住み慣れた地域でいきいきと過ごせる環境整備②子ども・若者、働き盛り世代への対策③連携体制の強化を掲げ、それぞれの事業に目標値を設定しました。重点施策①の課題として、核家族化や同居している人がいても自殺に至る人が多いことから、身近な人材育成と生きがいの仕組みづくり、地域で支え合うまちづくりを推進することとしました。

また、本市は未成年者の自殺死亡率、働き盛り世代の男性の自殺率が高く、子どもの自己肯定感が年齢が上がるるとともに低下しています。そこで、重点施策②として、子どもを対象に困難な事態での対処法の教育、相談できる場の提供を重点的に展開します。本市には「子どもの権利に関する条例」が制定されており、「こころの鈴」という子どもの権利相談室での相談を行っており、その周知にも力を入れていきます。重点施策③では、多岐に渡る複数の問題を抱えたり、自殺未遂歴のある人もいることから、総合相談体制の強化と未遂者支援の体制整備を進めることにしました。計画書の中では、第7章の資料編に相談機関の一覧表を掲載し、巻頭に相談窓口をライフステージごとの一表にまとめ、担当者等に使用してもらうものになっております。

本市は、市長の政策方針として、いのちの大切さや人と社会の健康づくりを目指した総合的なまちづくりに全庁挙げて取組むなか、全国でも先駆的な計画策定や体制整備を行い、市内はもとより関係団体の皆さまとの連帯感が年月を経て構築されています。関係する多くの方々との顔の見える関係性を構築してこそ、より実効性のある、本棚に飾らず、担当者が手に取って活用できる計画書ができたと思います。

## 資料2 松本市の相談窓口

### 松本市の 相談窓口 (ライフステージにおけるいろいろな悩みへの対応)

[家庭・子ども・子育ての悩み]	[職業・就労の悩み]	[消費生活・経済の悩み]	[自殺関連の悩み]
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親相談・児童相談・子育て相談 こども福祉課内 家庭児童相談室 ☎33-4767</li> <li>●子育て相談 こどもプラザ(子ども子育て安心ルーム) ☎29-3400 健康づくり課(子ども子育て安心ルーム) ☎34-3217 南部保健センター ☎27-3455 ☎34-3217 中央保健センター ☎39-1119 北部保健センター ☎38-7677 西部保健センター ☎92-8001</li> <li>●発達相談 あるふたっす支援室 ☎24-1235</li> <li>●就学相談 教育相談室 ☎24-1235</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若者職業なんでも相談(要予約) 労政課 ☎35-6286</li> <li>●職業・労働相談 松本勤労者福祉センター ☎35-6286</li> <li>●生活・労働相談 ユニオンサポートセンター ☎39-0021</li> <li>●ヤングキャリアメンター(要予約) なんなんホーム ☎26-1083</li> <li>●勤労者心の健康相談(要予約) 労政課 ☎35-6286</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費生活相談、多重債務相談 松本市消費生活センター ☎36-8832</li> <li>●生活困窮相談、住宅確保給付金 松本市生活就労支援センター まいさほ松本 ☎34-3041</li> <li>●生活保護相談 生活保護課 ☎34-3211</li> <li>●一般相談 市民相談課 ☎32-0001</li> <li>●他各種専門相談(弁護士、司法書士、税理士税務、行政書士、知的財産権、住宅(設計)、障害年金は市民相談課へ問い合わせ) (要予約)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺予防専用相談 いのちのきずな松本 ☎34-3600</li> <li>●長野いのちの電話(松本) ☎29-1414</li> <li>●松本保健福祉事務所・保健所 ☎40-1938</li> <li>●いのちの電話ナビダイヤル ☎0570-783-556 ☎0570-064-556</li> <li>●このころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556</li> <li>●長野県精神保健福祉センター ☎026-227-1810</li> </ul>
就学期	青年期	壮年期	高齢期
<h4>[子ども・青少年の悩み]</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの権利相談 子どもの権利相談室 こころの鈴 ☎0120-200-195 E-mail kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp</li> <li>●青少年相談 こども育成課 ☎34-3291 E-mail ysoudan@city.matsumoto.lg.jp</li> <li>●子どもの支援・相談スペース ほくろっポ ☎31-3373</li> <li>●まちかど保健室 あがたの郷文化会館青少年の居場所 ☎34-3291</li> <li>●不登校にかかわる対応相談 山辺中間教室 ☎33-1845 鎌田中間教室 ☎29-1275 あかり教室 ☎92-4932</li> <li>●教育相談 学校指導課 ☎33-4397</li> <li>●松本児童相談所(18歳未満) ☎91-3370</li> <li>●松本警察署(ヤングデレフォン) ☎25-0873</li> <li>●子どもの総合相談窓口 長野県子ども支援センター 子ども専用ダイヤル ☎0800-800-8035(無料) 大人用ダイヤル ☎026-225-9330</li> <li>●チャイルドライン(18歳まで) ☎0120-99-7777(無料)</li> </ul>	<h4>[生き方・心・体の悩み]</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性相談 こども福祉課内 家庭児童相談室 ☎33-4767</li> <li>●女性のための弁護士相談(要予約) ハレア松本 ☎39-1105</li> <li>●心と生き方の相談(カウンセラー相談)(要予約) ハレア松本 ☎39-1105</li> <li>●電話相談(女性相談員) ハレア松本 ☎39-1105</li> <li>●男性電話相談(男性相談員) ハレア松本 ☎37-1587</li> <li>●こども福祉課内 家庭児童相談室 ☎33-4767</li> <li>●こころの相談/心理相談(要予約)、健康相談 健康づくり課 ☎34-3217 南部保健センター ☎27-3455 中央保健センター ☎39-1119 北部保健センター ☎38-7677 西部保健センター ☎92-8001</li> </ul>	<h4>[福祉・介護]</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護相談 介護110番 ☎39-1165 中央地域包括支援センター ☎34-3237 (他 市内11カ所に包括支援センターあり) 高齢福祉課 ☎34-3214 西部福祉課 ☎92-3002</li> <li>●福祉なんでも相談 松本市社会福祉協議会 ☎25-3133</li> <li>●障害福祉相談 障害福祉課 ☎34-3212 松本圏域障害者相談支援センター Wish ☎26-1313 相談支援センター・中信 ☎78-6203 びあっと・まつもと ☎27-7211</li> <li>●成年後見の相談 成年後見支援センターかけはし ☎88-6699 中央地域包括支援センター ☎34-3237</li> </ul>	
<p>★長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413      ★暮らしの悩み よりそいホットライン ☎0120-279-338 (24時間 通話料無料)</p>			



長野県松本市健康福祉部健康づくり課 佐藤 亜矢子

## COLUMN 4

## 埼玉県鴻巣市における取組について

## ～児童生徒のSOSの出し方に関する教育～

## 【鴻巣市の概要】

本市は首都圏50kmにあり、埼玉県のほぼ中央に位置し、地形はおおむね平坦で豊かな田園地帯が広がっている。平成30年4月1日現在の人口は118,974人である。

## 【鴻巣市の自殺対策事業】

平成22年度に「自殺対策庁内推進委員会」を設置し、現在まで自殺対策を全庁的な取組として認識し、啓発や相談支援を中心とした事業を実施している。平成27年4月には、鴻巣市議会定例会における文教福祉常任委員会提案による「鴻巣市民のいのちと心を守る自殺対策条例」を制定するなど、市を挙げた自殺対策事業を積極的に進めている。

平成29年度には、厚生労働省から自殺対策計画の「モデル市町村計画策定事業」の選定を受け、「自殺対策庁内推進委員会」の再構築を行った。副市長を委員長、教育長を副委員長とし、全庁的な推進体制を強化した中で、平成30年3月、「鴻巣市のいのち支える自殺対策計画」の策定に至った。

## 【事業実施の背景】

平成28年の「自殺統計」における本市の自殺者数は23人で、自殺死亡率は、19.3となっている。また、若年層（15～39歳）の自殺者数は、最も多い40～50歳代の男性に比べて少ないものの、死因順位では1位であり、思春期を迎える若年からの自殺予防対策を講じていく必要性は以前から課題となっていた。そのような中、平成27年2月に市主催の自殺対策講演会で、一般社団法人Live on（リヴオン）講師による「いのちの授業」を開催したが、19歳のときに母親を自死で亡くされている講師の話は実体験に基づくもので、講演の完成度が高く小中学生にも伝わりやすい内容であったことから、その日のうちに、市内小中学校における「いのちの授業」の講演開催について相談し、その場で快諾をいただけた。これが本市における「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」（以下、「SOSの出し方教育」）を実施する原点となっている。

## 【事業実施に至るまで】

自殺総合対策大綱における「SOSの出し方教育」は、困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標としている。本市の実施している「いのちの授業」に「SOSの出し方教育」のポイントを加え、より具体的な対処法を伝えていくことについて講師と調整を行った。

また、教育委員会の理解と協力が重要なポイントであると判断し、校長会で「SOSの出し方教育」の実施について依頼を行った。必要性を感じてくれた校長先生も多く、また自殺対策庁内推進委員会の副委員長である教育長の後押しも大きな力となって、中学校は8校全てで、小学校は19校中11校で実施することとなった。

## 【本市におけるSOSの出し方に関する教育の内容】

いのちは「生」と「死」からできている。大切な人やものを失うと「グリーフ」と呼ばれる、その人なりの反応や感情、プロセスが生じる。そして、日本の若者の自殺が多いことに触れ、自分の命を守るためにセルフケアや信頼できる人に相談することが大切であることを伝える。また、偏見から「死にたい」と思っても相談できないことがあると想定されるので、「自殺の正しい知識」をもつため、「自殺」を「他人ごとから自分ごと」として考えていくために「生き心地ライン」というワークを行っている（資料1）。「死にたい、つらい」という気持ちと「生きたい、しあわせ」とい

う気持ちの中をいつも揺れ動いていて、生き心地が悪くなる時があるのは誰にとっても自然なことであること。また、生き心地が悪くなった時にどうしたらよいか予め知っておくために、相談、ノートに書き出す、呼吸法など具体的なセルフケアの方法を届けている。私達にできることとして、「信頼できる人に相談してみる」、「弱さを見せる強さ」、「気にかけている」を発信する、「大切に聴く」、「ままだ（ジャッジしない）」を挙げ、授業の最後に地域で相談できる窓口を紹介している。

## 【成果と課題】

実績

平成29年度

授業の様子

	実施校	実施回数	参加者数
小学校	11校	12回	(児童) 796人 (教員) 26人 (保護者) 136人
中学校	8校	8回	(生徒) 2,028人 (教員) 33人 (保護者) 89人
合計	19校	20回	3,108人



★小学校は5、6年生を中心に実施し、中学校は1年生又は全校生徒を対象に実施した。

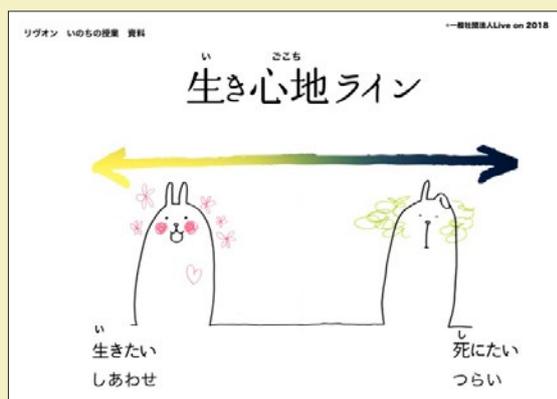
★1校のみ別の外部講師を依頼し実施した。 ★年度中2回実施した小学校あり

事後アンケートによると、授業の理解度は非常に高く、小学生の97.7%、中学生の98.1%が「理解できた」と回答している。また、感想では「自分や周りの人の気持ちをありのままに受け止めようと思った」「つらい時は誰かに相談してもいいと思った」「家や学校の他にも相談場所があることがわかった」等、授業の主旨が十分に伝わったという手ごたえを感じている。

また、「SOSの出し方教育」の理念を盛り込んだ「しおり」(資料2)を作成し、児童生徒へのメッセージとして「なやみの相談窓口」を記載したカード(資料3)を添付した。

今後は、義務教育修了までに児童生徒1人につき1回以上実施するとともに、児童生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止めるかについて、学級担任や養護教諭をはじめとした教職員等へ普及啓発していくことが重要な課題と捉えている。

### 資料1



### 資料2 (4つに切り離して使用)



### 資料3



埼玉県鴻巣市健康づくり部健康づくり課

## COLUMN 5

## 京都府における取組について

## ～インターネット等での広告により相談に繋げる～

## 【はじめに】

本府においては、死にたいほどの辛い悩みを抱えた方の相談窓口として、京都府自殺ストップセンター（以下「センター」という。）を平成21年10月に開設し、広報紙「きょうと府民だより」、チラシ、パンフレット等によりその周知を図ってきましたが、これら紙媒体によっては周知が行き届きにくい若者を主な対象として、地域自殺対策強化交付金を受けて、インターネット等での広告を平成27年度から実施しています。

## 【インターネット等での広告（平成29年度）】

## 1 インターネットでの広告

インターネットでの広告は、検索連動型広告という仕組みを利用しました。具体的には、パソコン及びスマートフォンの検索エンジン（グーグル及びヤフー）で「死にたい」、「消えたい」といった自殺願望を伺わせるキーワード（予め約300語を登録）を検索したときに、検索結果画面にセンターの広告を表示し、表示された広告をクリックすると、さらにランディングページ（最終の広告画面）を表示させるもので、平成29年度は5月から年度末まで実施しました。

## 2 ツイッターでの広告

ツイッターでの広告は、「死にたい」、「消えたい」といったつぶやきがあったときに、センターの広告を表示させるもので、平成29年度は自殺予防週間、自殺対策強化月間等において実施する予定でしたが、座間市における事件を受けまして、平成29年12月からは翌年3月末までの通しで実施しました。

## 3 広告を表示した地域

上記1及び2の広告は、その表示される地域を限定することが可能であり、京都府内において検索等をしたときに広告が表示されるようにしました。

## 【実施結果】

インターネットでの広告は、広告表示回数約400万回、広告クリック回数約2万2,000回で、クリック率は約0.6%でした。広告クリック回数は、「死にたい」と検索された方の回数が最多で、グーグルとヤフーの合計で約1,800回となりました。このほかには、「自殺」、「うつ病」、「しにたいしにたい」と検索された方の広告クリック回数が多くなっていました。

また、ツイッターでの広告は、広告表示回数約460万回、広告クリック回数約1万1,000回となりました。

## 【効果】

平成29年度のセンターの相談件数は、前年度より330件（28%）増加して1,510件となりました。新規相談件数は前年度より258件（57.6%）増加して706件となり、特に、20歳代の方からの新規相談件数は前年度より99件（81.8%）増加し、新規相談件数の増加分の約40%を占めました。

平成29年度のセンターの広報は、インターネット等での広告のほかは従来どおりの紙媒体によるものでしたので、新規の相談件数の増加はインターネット等での広告の効果が現れたものと考えています。

## 新規の相談件数

年代	平成29年度	平成28年度	増減数	増減率
10歳代	41件	29件	12件	41.4%
20歳代	220件	121件	99件	81.8%
30歳代	122件	96件	26件	27.1%
40歳代	128件	72件	56件	77.8%
50歳代	66件	45件	21件	46.7%
60歳以上	28件	24件	4件	16.7%
不明	101件	61件	40件	65.6%
計	706件	448件	258件	57.6%

また、センターにおける相談で、「グーグルで『死にたい』と検索したら広告が出てきたので」(20歳代・女性)や「『京都 相談』で調べたら広告が出てきたので電話を架けました」(20歳代・大学生・女性)とおっしゃる方もおり、インターネット等での広告の効果を直に感じております。

## 【おわりに】

平成30年度は、ランディングページに動画を活用して、一層強力にセンターを周知することにより、死にたいほどの辛い悩みを抱えた方をさらに多くセンターでの相談に繋げていくこととしています。

検索語の広告画面



ランディングページ



京都府健康福祉部福祉・援護課